平成２１年（フ）第２７９９号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘31棟507号
債務者　上村ミチ子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２９号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住３街区１号棟209号
債務者　公文　　克
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７１号
愛知県春日井市松新町２丁目107番地　エルハイム勝川203号
債務者　酒井由香里
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３０号
愛知県安城市篠目町４丁目21番地６　フレグランス桜Ａ―205
債務者　田中真理子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３１号
愛知県安城市篠目町４丁目21番地６　フレグランス桜Ａ―205
債務者　田中　泰理
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５４号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営１―206号
債務者　八反田シベーレこと　ハタンダ　シベーレ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
岡山県倉敷市徳芳1113番地24
債務者　杉本　尚生
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
長崎県長崎市京泊２丁目１番７―304号、旧住所長崎県長崎市中小島２丁目９番３―804号
債務者　宮川　由紀（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７４号
名古屋市中村区中島町２丁目16番地
債務者　林　　佐紀
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５号
広島県三次市三次町1059番地
債務者　瀬良ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５１９号
函館市新川町19番12号
債務者　山田　輝彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
函館市古川町353番地３
債務者　川島　千壽
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
函館市亀田港町11番11号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２３号
函館市昭和４丁目５番８号
債務者　佐々木綾子（旧姓市村）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３　市営上飯田南荘１棟829号
債務者　榊　ちえ子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４０号
名古屋市北区中味鋺１丁目135番地　市営南あじま荘２棟309号
債務者　赤坂　　香
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８６号
愛知県瀬戸市品野町７丁目176番地　レオパレス瀬戸品野206
債務者　立花　洋一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部